

令和3年(つ)第2号

決 定

請求人 今 井 豊

上記請求人から、上村正を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 本件請求の趣旨及び理由

- 1 本件請求の趣旨及び理由は、請求人作成の令和3年1月18日付け付審判請求書記載(以下「本件請求書」という。)のとおりであるが、要するに、請求人は、さきに前橋地方検察庁検察官上村正を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、同月14日、罪とならないことを理由として不起訴処分に付したが、この処分について不服であるから、前記事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

2 本件請求に係る被疑事実の要旨

被疑者上村正は、前橋地方検察庁検察官として検察官の職務に従事し、司法警察員から送致を受けた入澤雄一に対する住居侵入被疑事件の事件捜査を行っていたものであるが、(1)令和2年10月13日、同庁において、起訴の権限を故意に行使せず、前記事件を合理的理由なく不起訴処分に付すとともに、同事件の告訴人である請求人に対して同事件に関する処分通知1通を郵送し、同月14日、請求人に同通知書1通を受領させ、(2)同月15日、同庁において、電話で、請求人から前記不起訴処分理由の告知を要求された際、請求人に対し、その理由を明確に告知せず、よって、請求人による告訴権の行使を妨害するとともに、被疑者上村正に対する告訴状の作成を余儀なくさせ、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害するとともに義務のないことを行わせた。

第2 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 宅配便の配達員である入澤雄一は、令和2年5月3日午後4時30分頃、請求人宛ての請求書を配達するため同人方へ赴き、複数回声を掛けたものの応答がなかったことから、無施錠の玄関引き戸を開けて同人方玄関内に立ち入り、当該請求書を同人方の居間の縁端に置いて、同人方を後にした（以下「本件立入り行為」という。）。
- (2) 同月4日、入澤は、請求人に架電し、本件立入り行為を認めて謝罪した。
- (3) 同年6月23日、請求人は、同月8日付け「告訴状CIV」と題する告訴状を群馬県沼田警察署に提出し、本件立入り行為につき、入澤を住居侵入罪及び脅迫罪で告訴した。
- (4) 同年10月13日、被疑者は、本件立入り行為について、事実経緯や入澤の身上関係、行為後の対応などを考慮し、起訴を猶予して不起訴処分とした（以下「本件不起訴処分」という。）。
- (5) 同月14日、請求人は、被疑者から、本件不起訴処分に関する処分通知書を受領した。
- (6) 同月15日、請求人は、前橋地方検察庁に架電し、被疑者に対し、本件不起訴処分の理由を尋ねたところ、被疑者は、犯罪の嫌疑は否定しないが、起訴しないという処分をした、検察官には起訴・不起訴を決める権限があり、嫌疑が否定できなくとも不起訴処分にはすることはできるなどと伝えた。

2 以上の事実関係を基に検討する。

(1) 不起訴処分について

公務員職権濫用罪が成立するためには、法令上保護されるべき権利の具体的な行使が妨げられることが必要であるところ、起訴、不起訴の決定が告訴人や被害者等に及ぼす影響等は、公益的立場からの公務員の決定による事実上の反射的な利益・不利益であるから、ここにいう権利には該当しないと解さ



れ（条解刑法（第4版）571頁，大コンメンタル刑法（第二版）10巻109頁等参照），したがって，被疑者による本件不起訴処分について同罪が成立しないことは明らかである。

さらに，前記のとおり，本件に関しては，被疑者は，本件立入り行為について，事実経緯や入澤の身上関係，行為後の対応などといった事実に基づく合理的根拠をもって，起訴を猶予して不起訴処分を下しており，その情状事実の評価にも何ら不合理な点は見当たらない。そうすると，検察官としての訴追裁量を有する被疑者が，本件立入り行為について起訴を猶予して不起訴処分を下したことは正当であり，これに続く処分通知書の送付もまた，正当な職権行使であることは明らかであって，被疑者の行為は罪とならない。

(2) 不起訴理由の告知について

刑事訴訟法261条の不起訴理由の告知は，不起訴裁定の裁定主文が細分化されており，告訴人等としてはこれが明らかになることで不服申立て手段に訴えるかどうかの検討が可能であることから，裁定主文のみで足り，その具体的な理由の説明に及ぶ必要はないと解されているところであるが，その目的からすれば，検察官が，事案の性質に応じて，捜査の密行性や被害者等の名誉等に配慮しつつ，一定の付加的な説明を行うことが否定されるものではない（条解刑事訴訟法（第4版増補版）529頁，大コンメンタル刑事訴訟法（第二版）5巻291頁以下参照）。もっとも，上記趣旨からすれば，検察官による不起訴理由の告知が裁定主文のみに留まったことをもって，公務員職権濫用罪が成立する余地はないというほかない。

さらにいえば，被疑者は，請求人からの本件不起訴処分の理由の告知の求めに対し，不起訴処分の理由が起訴猶予である旨を平易な言葉を用いて告知したことが認められるが，事案の性質にかんがみれば，その告知内容は職権行使としても正当といえ，被疑者の当該行為が公務員職権濫用罪における職権の濫用に当たるとは認められず，被疑者の行為は罪とならない。



3 よって、本件請求は理由がないから、刑事訴訟法266条1号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年7月27日

前橋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 水 上



裁判官 鈴 木 麻 奈 美



裁判官 手 嶋 悠 生



これは謄本である。

令和3年7月28日

前橋地方裁判所

裁判所書記官 田村 嘉之

